

第1章 福祉意識の啓発と交流

施策展開の考え方

本町では、広報・啓発活動、交流活動等の促進を通じてノーマライゼーションの普及啓発と障害者に対する理解の促進に努めてきましたが、これからの福祉には地域全体で支え合うことがますます重要になってきています。

そのためには、住民の障害者福祉への関心と理解を一層深められるよう、今後も広報啓発活動を充実させていくことが必要です。

また、障害のある人もない人も互いに理解し合い、交流できる機会や場を拡充するとともに、障害者が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりが求められています。

施策の展開

1) 広報・啓発活動の充実

「広報とうや湖」などのメディアを活用しながら、住民への情報提供を充実し、障害者に対する理解の促進など、啓発活動に努めます。また、町のホームページについても、障害関連の情報コンテンツの充実努めます。

障害者週間などを通じた、障害者に関する啓発活動については、広報や各関係団体との連携に努めます。

- 共生社会（障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会）の理念の普及
- 障害に関する住民理解の促進
- 住民一人ひとりが日常生活等の中で自ら実施できる配慮や工夫の周知

2) 講演会や福祉講座の充実

手話や点字の普及等、障害者への理解を深める取り組みを一層促進するとともに、障害者福祉に関わる各種講演会や福祉講座の開催に努めます。

3) 障害者団体との連携

障害者を取り巻く諸問題の解決に向け、情報交換や意見交換を行うなど障害者団体との連携強化に努めます。

4) 公共窓口における障害者への配慮

町内の公共施設すべてに車いすを設置しています。また、多くの住民が利用する窓口では、障害のある方も利用しやすいように低いカウンターの設置や、視力障害者に配慮した点字ブロックの設置を実施しています。そのほか、古い施設などについても可能な改修を施すなどの障害者等に配慮した適正な対応・取組に努めます。

5) 啓発教育の促進

学校ぐるみで様々な福祉活動を行う小・中学校の活動に、障害者福祉に関わる体験や実践を取り入れ、活動内容の充実を図るとともに、思いやりと福祉の心を育てるための啓発教育に努めます。

6) 交流の場の確保

小・中学校等の学校教育において、障害をもつ児童・生徒への障害に対する正しい理解を促すとともに、交流教育の充実に努めます。

7) 「障害者」表記等に関する検討

「障害者」という呼称・表記について、現在、町では国等の制度に準じていますが、これについては様々な考えや意見があることなどから、町策定の関連計画・関連文書等における統一を含め、今後、検討していきます。

第2章 安心して過ごせる・暮らせる福祉環境づくり

施策展開の考え方

公共施設等については、障害者用トイレの設置やスロープなどによる段差の解消等を進めていますが、障害者が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくために、また、障害を持った観光客等の来町者が快適に過ごせるためには、今後により適切な方法でバリアフリー化を推進していく必要があります。

また、障害者や介護者が高齢化していく中、災害時における障害者の安全を確保するための防災体制の確立が求められています。

障害者の権利擁護については、制度的には地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの進展がみられますが、こうした制度に関する障害者の周知・利用の状況はまだ十分ではありません。障害者の自立に向け、今後はさらに権利擁護等に関する普及・充実に努めることが求められています。

施策の展開

1) 公共施設の整備

洞爺駅跨線橋にエレベーター、視覚障害者誘導用ブロック、手摺（点字付）を設置したほか、洞爺湖駅前、地域交流センター、噴水公園、洞爺湖温泉公園、湖畔駐車場の一部に多目的トイレなどを設置してきました。併せて、噴水公園には身体障害者用駐車場も確保しました。

今後も、公共施設について、障害者や高齢者も含めて、誰もが安全に快適に利用できるよう、スロープや視覚障害者誘導用ブロック、多目的トイレの設置など、バリアフリーに配慮した整備を図っていきます。

2) 公営住宅の整備

これまで公営住宅については、段差の解消や障害者に配慮した出入口幅の確保など、必要なバリアフリー化を推進してきました。

今後も引き続き公営住宅の建替え、建設に際しては高齢者、障害者に配慮した計画とし、段差解消や手すり設置などはもとより、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めます。

3) 道路の整備

道路新設改良事業においては、障害者や高齢者も含めて、誰もが安全に安心して利用できるよう、道路の移動円滑化整備ガイドラインに沿った道路の整備に努めます。

4) ホテル・旅館の障害者受け入れ促進

観光協会や町内の旅館・ホテルなどでも障害者の各種利用に関する問い合わせ等に対応しています。

障害をもった観光客のみなさんが安心して快適に宿泊していただけるよう、今後も観光協会や旅館組合等による障害者の受け入れ体制の整備や接客等の研修会等を実施する予定です。

5) 福祉マップの作成

障害者が安心してまちに出られるよう、多目的トイレや点字ブロックなどのバリアフリー設備情報等を掲載した福祉マップの作成について検討します。

福祉マップの作成にあたっては、障害者の参画を得ながら、公共施設や道路などについてバリアフリー等の観点からの調査・点検を行うとともに、障害をもつ方々に活用していただけるような工夫・検討を行います。

6) 避難誘導體制の整備

災害時に備え、地域における障害者等の支援体制の構築を図るため、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、要援護者の状況を事前に把握する災害時要援護者支援制度の確立に努めます。

7) 防災知識の普及促進

防災訓練等を通じ、防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

8) 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知

判断能力の低下等により権利を侵害されやすい障害者等のために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助等を行う地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知に努めます。

第3章 保健・医療体制の確保・充実

施策展開の考え方

障害の発生予防と早期発見、早期療育、障害者福祉を推進するうえで重要な課題です。障害の軽減を図るためには、乳幼児期において障害を早期に発見し、早期に療育を行うことが必要です。

また、障害者への適切な保健・医療・福祉サービスの確保を図るためには、それぞれの施策を充実強化するとともに、連携のとれた一体的なサービスの提供体制の確立を図る必要があります。

施策の展開

1) 家庭訪問

新生児には全員を対象に家庭訪問を実施し、障害を早期に発見し、必要な支援を行っていきます。

精神運動発達に遅れがある乳幼児には、専門機関での検査や医療を勧め、必要に応じて療育に通うことが出来るように支援します。さらに、成長発達を促すことが出来るように家庭での関わりの助言や両親への支援を行います。

また、在宅の精神障害者や家族に対して、治療の継続や在宅生活が継続できるように支援していきます。

2) 乳児健診

母親の育児支援や乳児の成長発達の確認、障害の早期発見等を目的に、乳児の身体計測、小児科医による診察、栄養指導、保健指導を行っていきます。

3) 1歳6ヶ月児・3歳児健診

母親の育児支援や幼児の成長発達の確認、障害の早期発見等を目的に、幼児の身体計測、歯科診察、小児科医による診察、歯みがき指導、言語発達の相談、栄養指導、保健指導を行っていきます。

4) わいわい広場（乳幼児健診事後教室）

乳幼児健診のカンファレンスなどで療育までは必要ないものの、集団の活用や個別の支援が必要と判断された親子を対象に、子供の発達を促すとともに、母親が子供との関わり方を学ぶことが出来るように、わいわい広場を通じて支援していきます。

わいわい広場は、子育て支援センターと共同で事業を行い、月1回5～6人程度のグループに対して継続的に実施します。

朝の会、帰りの会、片付けなどルールを学ぶプログラムの他、絵本の読み聞かせ、エプロンシアター、手遊び、口腔機能、手指・体全体を使った遊びなどを内容とする事業です。

5) 早期発見・早期療育

心身に発達の遅れなどがある在宅の児童の早期療育を総合的かつ効果的に実施するため、「西胆振地域発達支援推進協議会」（構成：伊達市・豊浦町・洞爺湖町・壮瞥町・胆振支庁・室蘭保健所・室蘭児童相談所・太陽の園）を設置し、早期療育推進事業を実施しています。

○早期発見

言葉や心身の発達に遅れが心配される児童などを早期に発見し早期療育へと繋ぐために、ST(言語聴覚士)・OT(作業療法士)・心理士などによる訪問支援を依頼し、町内のすべての保育所で計画的に実施しています。

○早期療育

心身に発達の遅れがある在宅の児童に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を提供しています。

場所は伊達市児童デイサービスセンター「あいあい Room」で、月～金曜日の毎日、個別指導、集団指導、OT指導、ST指導、Dr診察（月1回）などを実施するほか、各種行事を実施しています。

○その他

早期療育に関する関係機関との連絡調整、企画調整、実態の把握、住民啓発（機関誌発行）、療育関係職員の研修などに取り組んでいます。

第4章 地域生活を支える福祉サービスの充実

施策展開の考え方

障害者に関する福祉問題は複雑多様化しているのが現状であり、障害者が地域の中でいきいきと暮していくためには、多様なニーズに対する相談やサービスの充足に加え、「障害者にとって暮らしやすい地域づくり」を進めることが大切です。

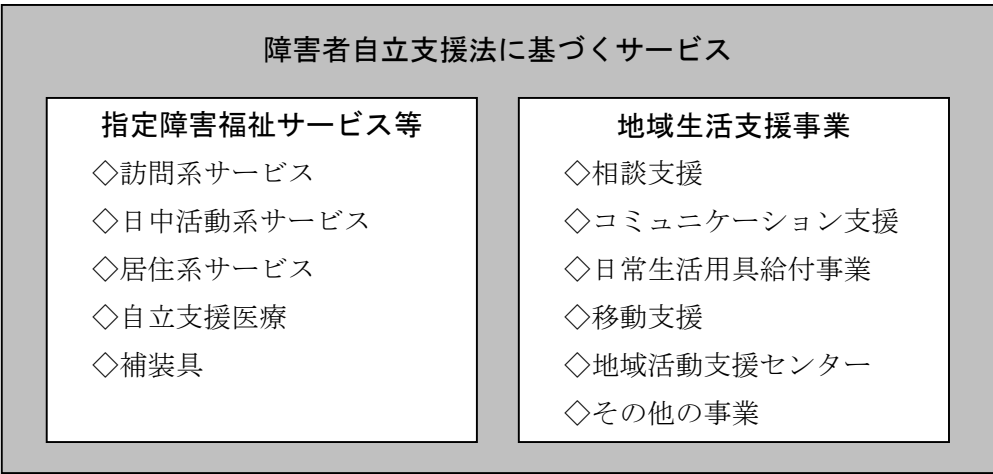
障害者をめぐる制度は転換期を迎えており、障害者自立支援法や発達障害者支援法の成立、介護保険制度改正などに対応した、障害者にとって相談しやすい窓口を再構築するとともに、障害者が地域で自立した生活が送れるように支援していくことが望まれています。

こうした制度改革の流れの中で、障害者施策は「施設から地域へ」と大きく変化してきています。

これまでも、こうした在宅生活を支える基盤の整備に努めてきましたが、障害者の地域生活を支えるサービスニーズを踏まえつつ、今後は一層の拡充を図っていく必要があります。

施策の展開

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスや地域生活支援事業として対応していきます。(⇒「第3編 障害福祉計画」を参照)



第5章 個性と可能性を伸ばす保育と教育

施策展開の考え方

障害の多様化などが進む中、障害児と障害をもたない児童が遊びや生活をともにできるような保育や教育は、障害児の心身の発達促進や障害をもたない児童の障害に対する理解促進のためばかりでなく、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促す上で、今後一層重要となってくるものと考えられます。

施策の展開

1) 障害児保育の推進

障害児の心身の発達を促すとともに、障害をもたない児童の障害に対する理解を促進するため、障害児と障害をもたない児童が遊びや生活をともにする障害児保育の充実に努めます。

2) 指導内容の充実

障害に関する研修等に関係職員が参加するなどして、職員の能力向上を図るとともに、指導内容の充実に努めます。

また、自閉症などの発達障害や学習障害（LD、特異的発達障害）に対する専門的な知識や技術の習得に努め、職員の資質向上に努めます。

3) 関係機関との連携強化

障害児の保育にあたっては、その障害を軽減し望ましい発達を図るため、障害児に関わる専門機関との連携強化に努めます。

4) 就学指導体制の充実

適切な就学指導を行うため、就学児童の障害種別や能力に応じて特殊学級を設置するなどして、児童の将来や親の考え方などが十分に尊重されるよう洞爺湖町就学指導委員会において適切な就学指導・受入体制の充実に努めていきます。

5) 就学・教育相談の充実

障害児の発達・成長にあった教育を進めるため、指導助言を始めとした教育上の諸問題についての相談・指導を適切に行う就学相談・教育相談等の充実に努めます。

6) 交流教育の推進

障害をもつ児童・生徒と障害のない児童・生徒との障害の程度に応じた交流及び共同学習の機会の充実に努めます。

第6章 自立と社会参加を促す就労支援

施策展開の考え方

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、その能力や適正に応じた就労の場を確保することが必要です。

しかし、雇用自体がまだまだ少ないのが現状であり、雇用の拡大を促進していくことが求められています。

施策の展開

1) 障害者雇用に対する理解促進

公共職業安定所(ハローワーク)などの関係機関や関係部署と連携を図り、企業や住民の理解を促進する啓発活動に努めます。

2) 障害者雇用の機会の拡大

企業の理解や意識を高めるため、障害者雇用に係る相談先や助成制度等の情報提供を行います。

ジョブコーチ(職場適応援助者)による人的支援を活用するなど、相談・援助体制を充実し、障害者の就労支援に努めます。

3) 町役場における障害者の雇用促進

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、法定雇用率を達成するよう障害者の雇用拡大に努めていきます。

4) 福祉ショップ等への支援

公共施設に授産製品等の展示と販売を行う場を提供するなど、障害者の授産活動と社会参加を支援していきます。

町内では、授産活動の一つ「手づくりパン」を「道の駅あふた」で販売しているほか、車による移動販売も行い好評を得ています。また今後、洞爺地区での販売も考えられ、販路拡大などの活動支援に努めていきます。

5) 経済的安定の確保

障害者の経済的安定を図るため、今後も国・道等に対して各種手当等の制度の拡充について働きかけていく必要があります。

第7章 自己実現のための活動への支援

施策展開の考え方

学習・文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障害者の生きがいや社会参加の促進に繋がり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすこととなります。

町では洞爺湖マラソン、北海道ツーデーマーチなどへの障害者の参加促進に取り組んでいますが、障害者のライフスタイルやニーズの多様化に対応した取り組みは、今後一層大切になってくるものと考えます。

施策の展開

1) 情報提供の推進

障害者が生涯学習に興味を持ち、活動を始めるきっかけとなるよう、機会をとらえて、障害者に対する生涯学習の情報提供に努めます。

また、生涯学習情報の積極的な提供が可能になるよう、様々な情報の提供方法を検討していきます。

2) 学習機会の提供

日常生活において必要な知識等を習得するための講習会や交流会等、学習機会の提供に努めます。

3) 図書サービスの充実

視力障害のある方々にも気軽に読書に親しんでいただくために点字読書の拡充など、図書サービスの充実に努めます。

4) スポーツイベント等への障害者の参加支援

洞爺湖畔で開催される2大イベント「洞爺湖マラソン」や「北海道ツーデーマーチ」では、これまで知的障害者や視覚障害者等の参加支援に取り組んでいます。今後もより様々なイベント等に障害者が参加できるよう、支援体制の見直しや工夫に努めます。

5) 文化・スポーツ活動の支援

毎年開かれる「文化の広場」や、「文化祭（展示部門・発表部門）」では、毎回、多くの団体のみなさんをはじめ町内の障害者施設のみなさんも参加して交流を深めています。障害の有無に関らず、多くの町民にとって利用しやすい行事、発表の場の確保などを推進しています。

第8章 地域福祉ネットワークの形成

施策展開の考え方

障害者が住み慣れた地域でともに生活し活動していくためには、障害者も含めた住民、事業所など、すべての人々がそれぞれの役割を分担し、ともに力を合わせていく必要があります。

こうした視点からも、町ではボランティア活動等への支援を行っていますが、今後の地域福祉において住民活動やボランティア活動は大きな担い手として期待されています。

住民との協働による地域福祉を実現するため、地域ぐるみでの障害者支援を可能にするような地域ネットワークづくりが求められています。

施策の展開

1) 民生委員児童委員との連携

相談援助活動等を通じて、障害者と地域との連携役としても期待される民生委員児童委員との連携強化に努めます。

2) 洞爺湖町社会福祉協議会との連携

地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会との連携強化に努めます。

社会福祉協議会では、小学校高学年の子どもたちを対象にした福祉教室や小学校・中学校の福祉活動を支援するための助成を行っているほか、ボランティアセンターの事務局機能を担っており、北海道社会福祉協議会を中心とする視覚障害者支援ネットワークの事業に協力し、登録ボランティアによる視覚障害者観光ガイドも行っています。

3) 福祉ボランティアの育成

町内には各種団体で構成するボランティア連絡協議会があり、老人施設や障害者施設への慰問活動をはじめ、さまざまなボランティア活動を行っていますが、そうしたボランティアも高齢化が課題となっており、若い世代のボランティアの育成が課題になっています。

障害者に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、地域で福祉的活動に取り組むボランティアの役割は今後益々重要となってくるものと考えられることから、若い世代を中心とするボランティアの育成に努めます。

4) ボランティア活動の推進

障害者の地域における自立支援の確立に向け、障害者の生活や社会参加を援助する福祉ボランティア活動だけでなく、さらにはスポーツ、文化、各種レクリエーションなどの諸活動を援助するボランティアなど、広範なボランティア活動に対する支援充実に努めるとともに、地域住民のボランティア活動への理解を促進します。

5) 地域のネットワーク化の促進

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり、地域ぐるみの福祉コミュニティづくりを推進するため、地域住民や町内会等の自主組織、住民活動、ボランティア団体、事業所などのネットワークづくりに努めます。

6) 庁内関連各課の連携強化

地域福祉ネットワークの形成並びに障害者福祉の総合的な展開・推進を図るため、庁内においてもいわゆる縦割りの組織体制にとらわれない、関連各課の横断的な連携強化に努めます。